

北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会設置要綱

制定 平成30年12月 1日

改正 令和 元年 8月30日

(目的及び設置)

第1条 北海道新幹線新小樽（仮称）駅開業を見据え、その効果を最大限に活用した魅力あるまちづくりを目的として、「北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画」に基づき、官民が一体となってアクションプランの作成や取組を推進する、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討・協議する。

- (1) 新小樽（仮称）駅周辺のまちづくりに関すること
- (2) 新幹線開業に向けた2次交通対策、ソフト対策に関すること
- (3) その他目的の達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、協議会の会務及び会計を監査する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会には、具体的かつ専門的に調査、検討を行うため、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室及び小樽商工会議所内に置く。

(解散)

第8条 協議会は、第1条に規定する目的を達成したときに解散する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。

委員・役員名簿（要綱第3条、第4条関係）

【委員】

役職	団体名	備考
会長	小樽市	行政
オブザーバー	小樽開発建設部	
オブザーバー	後志総合振興局 (小樽建設管理部)	
	北海道中央バス(株)	交通事業者
	ジェイ・アール北海道バス(株)	
	北海道旅客鉄道(株)	
	小樽ハイヤー協会	
	新日本海フェリー(株)	
副会長	小樽商工会議所	経済・産業団体
	(一社)小樽青年会議所	
監事	(一社)小樽物産協会	
監事	(一社)北海道中小企業家同友会 しりべし・小樽支部	
	小樽市商店街振興組合連合会	
	(一社)北海道建築士事務所協会小樽支部	
副会長	(一社)小樽観光協会	観光団体
	小樽ホテル・旅館組合	宿泊団体
	小樽ホテルミーティング	
	朝里川温泉組合	
副会長	小樽商科大学	学識経験者
	市民	市民
	市民	
	天神町会	
	小樽市総連合町会	

【事務局】

団体名	職名
小樽商工会議所	事務局長
	業務課長
	業務課主事
小樽市	新幹線・まちづくり推進室長
	新幹線・まちづくり推進室主幹
	新幹線・まちづくり推進室主幹
	新幹線・まちづくり推進室主査
	新幹線・まちづくり推進室主査
	新幹線・まちづくり推進室主査